

世帯主の夫が亡くなった場合を想定して計算してみよう！

遺族年金

※給付金の金額は、毎年変わる可能性がありますので、目安と判断ください。

←65歳

①遺族厚生年金			
計算式： $55 \times \text{年収(万円)} \times \text{年数} \div 4$ (年額)			
②遺族基礎年金	③遺族基礎年金	④中高齢寡婦加算	⑤老齢基礎年金
781,700 円/年		586,300 円/年	781,700 円/年
224,900 円/年			
224,900 円/年			
75,000 円/年			

①遺族厚生年金 ※会社員として働いた通算年数。25年未満の方は25を入れて計算してください。

計算式： $55 \times \text{年収(万円)} \times \text{年数} \div 4$

遺された妻が死亡するまで受給できます。

夫の受給要件(妻が夫よりも先に死亡した場合)は、妻の受給要件と異なります。

②③遺族基礎年金

母子・父子ともに受給できます。

④中高齢寡婦加算

妻のみ65歳まで受給できます。夫が死亡時の妻の年齢が40歳以上などの条件があります。

※子のない妻の場合、遺族厚生年金の受給権発生時(夫の死亡時)に40歳未満であれば、給付されません

⑤老齢基礎年金

基準年齢に到達すれば誰でも受給できます。

【遺族基礎年金の年金額】(2020年度)

受給者	遺族基礎年金	
配偶者1人	なし	
配偶者+子1人	781,700円+224,900円	1,006,600円
配偶者+子2人	781,700円+(224,900円×2)	1,231,500円
配偶者+子3人	781,700円+(224,900円×2)+75,000円	1,306,500円
子1人	781,700円	781,700円
子2人	781,700円+224,900円	1,006,600円
子3人	781,700円+224,900円+75,000円	1,081,600円

※子の加算額は、2人までは1人につき224,900円、3人目以降は1人につき75,000円

上記の表にご自身の年齢を入れて、具体的な金額を計算しよう！

公的年金額：①+②+③+④